

# がん診断保険

(無配当)

お客さまに、生命保険の魔法の力を。



# がん診断保険

(無配当)

いざというとき、安心してがんの治療を受けるために

## 特長

- 1 所定のがんと診断確定された場合にかん診断保険金をお支払いします。また、所定の上皮内がん等\*1と診断確定された場合に上皮内がん診断保険金をお支払いします。

給付名称	お支払事由	支払額
がん診断保険金	がん給付の責任開始期以後、保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて所定のがんに罹患したと診断確定されたとき。	がん診断保険金額
上皮内がん診断保険金	がん給付の責任開始期以後、保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて所定の上皮内がん等*1に罹患したと診断確定されたとき。*2	がん診断保険金額 × 上皮内がん支払割合 (10%)

\*1 所定の上皮内がん等とは、がん診断保険普通保険約款附則2に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物」をいいます。

\*2 上皮内がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回(保険契約を更新した場合は、更新前後を通じて1回)とします。

※保険期間中に被保険者が死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。

※所定のがん、所定の上皮内がん等およびお支払事由・留意点について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 2 一生涯を保障する終身タイプと、一定期間を保障する定期タイプがあり、ニーズに応じてお選びいただけます。

- 3 所定の高度障害状態や所定の身体障害の状態になられた場合、以後の保険料のお払込みは免除になります。

がん給付以外の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により会社所定の高度障害状態になられた場合や、がん給付以外の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に会社所定の身体障害の状態になられた場合は、以後の保険料の払込みが免除されます。

※所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態、不慮の事故について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## ご契約例

契約年齢 ..... 35歳(男性)

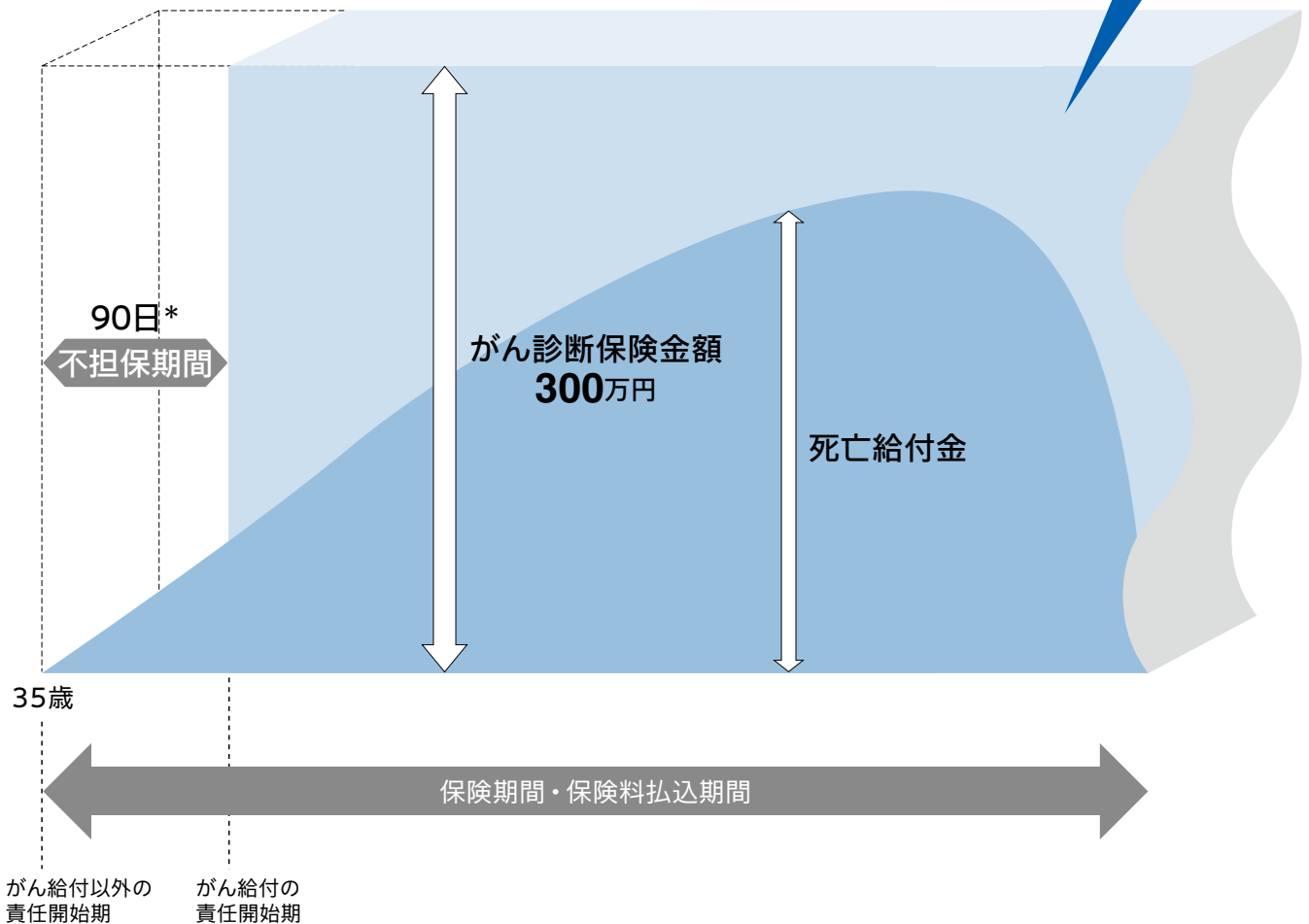
保険期間 ..... 終身

保険料払込期間 ..... 終身

がん診断保険金額 ..... 300万円

月払保険料 ..... 6,672円

一生涯続く  
保障



\*不担保期間は、がん給付以外の責任開始期からその日を含め90日間となります。がん給付の責任開始期より前に所定のがんまたは上皮内がん等と診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の知・不知にかかわらず、この保険は無効となります。

この場合、保険金・給付金をお支払いすることはできません。また保険料を返還しない場合がありますのでご注意ください。  
※上皮内がん診断保険金は、がん診断保険金の10%です。  
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料例 保険期間 終身 保険金額：300万円の場合

払込期間	契約年齢 払込方法	25歳		35歳		45歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
60歳	年 払	84,846円	81,225円	120,720円	114,696円	203,163円	187,593円
	月 払	7,308円	6,996円	10,398円	9,879円	17,499円	16,158円
75歳	年 払	67,467円	64,470円	87,318円	82,407円	120,894円	109,644円
	月 払	5,811円	5,553円	7,521円	7,098円	10,413円	9,444円
終身	年 払	61,614円	54,162円	77,463円	65,445円	101,877円	79,308円
	月 払	5,307円	4,665円	6,672円	5,637円	8,775円	6,831円

⚠️ ご契約に関する注意事項

- 上皮内がん診断保険金をお支払いしても、保険契約は消滅しません。
- がん診断保険金をお支払いした場合、がん診断保険金のお支払事由に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。
- がん診断保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この保険契約は消滅します。ただし、がん診断保険金のお支払事由に該当し、かつ、死亡給付金の支払後にがん診断保険金の支払請求があった場合には、がん診断保険金額からすでに支払済みの死亡給付金額を差引いた金額を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 上皮内がん診断保険金のお支払い後、がん診断保険金の支払請求があった場合で、上皮内がん診断保険金のお支払事由の原因となった所定の上皮内がん等とがん診断保険金のお支払事由の原因となった所定のがんに医学上の因果関係があると会社が認めるときは、がん診断保険金額から上皮内がん診断保険金額を差引いた金額をがん診断保険金としてお支払いします。
- がん診断保険金と死亡給付金は重複して支払いません。
- 死亡給付金はがん診断保険金よりも少ない金額となり、まったくないか、あってもごくわずかな場合があります。
- 「定期タイプ」(全期払)は自動更新します。
  - ・ 保険期間満了日の2週間前までに、継続しない旨のご通知をいただかない限り、会社の定めるところにより保険契約は自動的に更新され、継続いたします。
  - ・ 更新後の保険料は更新日における被保険者の年齢、保険料率等により新たに定めます。
  - ・ 更新後の保険期間満了日の翌日において、被保険者の年齢が80歳を超える場合等、この制度が適用されない場合もあります。
  - ・ 更新後のがん診断保険金額は、更新前と同一になります。
  - ・ 更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして、保険金のお支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除についてお取扱いします。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険(がん診断保険)**です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■ 生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ 告知について

被保険者が告知される際には、必ず「告知書」記入上のご注意をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■ 取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■ 個人情報の取扱いについて

お客様より預かりしております個人情報については、当社の「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<http://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■ 保険料等の記載について

このパンフレットに記載されている保険料等は登録日現在における当社の料率によるものです。

■ 諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp>  
パンフレットのご請求または保険に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740**

※携帯電話からもご利用になれます